

「ギャンブル等依存症対策基本法」の英文表記に対する要望

要望の内容：

「ギャンブル等依存症対策基本法」の英文表記は、以下のようになされることを要望する

Problem Gambling Basic Countermeasure Act (または Law)

要望の理由：

「ギャンブル等依存症対策基本法」は日本国内の法律ではあるものの、世界各国のギャンブリング問題対策の関係者（ステークホルダー）がその内容に極めて高い関心を寄せている。

また、議員立法にて成立を目指す本法案は、カジノも含めた広い範囲を対象としたものであり、総理より IR を実現していく上においては「世界最高水準のギャンブル依存対策」が力強く公言されている中、世界最高水準であるかどうかの判断は前述の世界中の関係者からの評価も含まれる為、本法律の英文表記がどのようになされるかは大変重要な意味を持っている。

法案は「ギャンブル等依存症」という表現を用いている。「ギャンブル等」は「公営競技・ぱちんこその他の射幸行為」とされていることから、この広い概念に相当する英語は「gambling」が妥当と考える。さらに、「ギャンブル等依存症」は「ギャンブル等 (gambling) にのめり込むことにより日常生活・社会生活に支障が生じている状態」と法案では定義しており、この定義は医学的な狭義の「依存症（いわゆる不可逆的な病的依存状態）」に限定された状態ではなく、世界的にギャンブリング対策で用いられる「問題ギャンブリング (Problem Gambling)」とほぼ同じ概念である。

以上から、「ギャンブル等依存症」は「Problem Gambling」と英訳されることが妥当であり、この表記によって世界の関係者においては、極めて自然に理解と納得が得られやすくなるものと考えられる。

以上